

## ◎沖繩科学技術大学院大学学園法

(平成二十二年七月一日法律第七六号)

### 一、提案理由(平成二十一年五月二十八日・衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会)

○佐藤国務大臣 沖繩科学技術大学院大学学園法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖繩振興については、自立型経済の構築等を目指し、沖繩振興特別措置法及び沖繩振興計画に基づき事業を推進しているところであります。この沖繩振興計画では、二十一世紀の沖繩の振興に貢献するとともに、ひいては世界の科学技術の発展にも貢献することを目指し、世界最高水準の自然科学系の大学院大学を核として、研究所、民間企業等の集積を図るものとされております。

この大学院大学については、平成十七年度に設立された独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構により、先行的に研究事業を進めるとともに、恩納村に新しい施設を整備してまいりました。また、大学院大学のあり方については、ノーベル賞受賞者を中心とした内外の著名な科学者により検討が行われるな

沖繩科学技術大学院大学学園法

ど、開学に向けた準備も進められてまいりました。

こうした取り組みを踏まえ、このたび、平成二十四年度までの開学を目指すこととし、そのための所要の措置を講ずるため、ここに本法律案を提出申し上げる次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

本法律案は、沖繩科学技術大学院大学を設置する沖繩科学技術大学院大学学園について、その目的、役員の選任の特例、国の補助金等を定めるものです。

この学園の目的は、当該大学において、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことであり、もって沖繩の自立の発展及び世界の科学技術の発展に寄与するものです。

この学園は、科学者を中心とした自主性及び柔軟性のある運営を行うことが必要であるため、学校法人として設立されるものです。その役員である理事には、科学技術の発達に關し特に功績顕著な内外の科学者や沖繩の振興に關してすぐれた識見を有する者を含めることとし、その定数の過半数は、外部理事でなければならぬこととしております。

国は、学園に対し、業務に要する経費の二分の一以内を補助できることとしておりますが、国際的に卓越した教育研究を実現する等の観点から、当初十年間は、二分の一を超えて補助で

きることとしております。また、内閣総理大臣は、学園の事業計画の認可等を行うこととしております。

その他、この学園の設立に伴い独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を解散することなど、所要の規定を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

## 二、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告(平成二十二年六月一日)

○前原誠司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

まず、沖縄科学技術大学院大学学園法案につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の自立の発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とするものであります。

本案は、去る五月二十七日本委員会に付託され、翌二十八日

佐藤沖縄及び北方担当大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行いました。

質疑終了後、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派共同提案により、国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その二分の一を超えて補助することができることに改めるとともに、十年間に限り業務に要する経費の二分の一を超えて補助できるものとする規定を削除すること等を内容とする修正案が提出され、その概要を聴取した後、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

.....(略).....

### ○委員会修正の提案理由(平成二十二年六月一日)

○三井委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしましたして、修正の概要を御説明申し上げます。

本修正案は、第一に、法律の目的に、沖縄の振興に寄与するとの趣旨を追加するものであります。

第二に、学園の評議員の選任に関する特例を新たに設け、評

議員に、沖縄における経済または社会の実情に精通している者及び大学の経営における公正性及び透明性の確保に関して優れた識見を有する者が含まなければならないものとするものがあります。

第三に、国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その二分の一を超えて補助することができ、ことに改めるとともに、十年間に限り業務に要する経費の二分の一を超えて補助できるものとする規定は削除するものがあります。

第四に、国は、この法律の施行後十年を目途として、学園に對する国の財政支援のあり方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの規定を設けるものであります。

以上が、本修正案の概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

### 三、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告(平成二十二年七月三日)

○市川一朗君 たいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、沖縄科学技術大学院大学学園法案は、沖縄科学技術大

沖縄科学技術大学院大学学園法

学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とするものであります。

なお、衆議院におきまして、学園に對する国の補助に関する規定を改めるなどの修正が行われております。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、大学の設置を沖縄振興に結び付ける必要性、優秀な研究者の確保策、大学の管理運営を適切に行う必要性、大学の自立的経営の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。